

未来いきいき地域クラブ 運営費等に関する規定

第 1 条（目的）

本規定は、未来いきいき地域クラブの持続的な運営および生徒の安全な活動環境を確保するため、参加者が負担する運営費等について定める。

第 2 条（運営費）

運営費は、指導者謝礼、施設利用料、およびクラブ運営に必要な事務経費に充てるものとする。

2 運営費の月額、各クラブの活動区分に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 平日および休日に活動を行うクラブ：月額 2,500 円

(2) 休日のみ活動を行うクラブ：月額 2,000 円

(3) 平日のみ活動を行うクラブ：月額 1,000 円

3 運営費は、活動への出欠および実際の活動回数に関わらず、月額定額で徴収するものとする。

第 3 条（スポーツ安全保険料）

参加者は、登録時ならびに毎年度初めにスポーツ安全保険料を支払うものとする。保険料の額は次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 中学生以下：年額 800 円

(2) 高校生以上：年額 2,000 円

2 保険料は、加入手続き完了後はいかなる理由があっても返金しない。

第 4 条（市外在住・在学者の取扱い）

燕市内在住または在学のいずれにも該当しない児童生徒（以下「外学者等」という）が参加する場合、第 2 条に定める運営費のほか、システム利用料として月額 165 円を別途徴収する。

第 5 条（免除規定）

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める世帯に属する生徒については、申請により運営費およびスポーツ安全保険料を免除する。

(1) 小中学生：燕市から就学援助の認定を受けている世帯

(2) 高校生：生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯

2 前項の規定に関わらず、第 4 条に定める外学者等は免除の対象外とする。

第 6 条（納付方法）

運営費等の納付は、原則として運営システムアプリ「b+」を通じて行うものとする。